



厚生労働省発感 0121 第8号
令和8年1月21日

厚生科学審議会長
中山 健夫 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎

諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）第24条第5号の規定に基づき、「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求めます。

厚科審第3号
令和8年1月26日

予防接種・ワクチン分科会長
脇田 隆字 殿

厚生科学審議会長

中山 健夫



「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和8年1月21日付け厚生労働省発感0121第8号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。

厚科審第4号
令和8年1月30日

予防接種・ワクチン分科会
副反応検討部会長
森尾友宏 殿

予防接種・ワクチン分科会長
脇田隆字

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和8年1月21日付け厚生労働省発感0121第8号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第7条第2項の規定に基づき、貴部会において審議方願いたい。

予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の追加

水痘及び帯状疱疹（こうしん）の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状にギラン・バレ症候群を追加し、報告すべき期間を接種から二十八日とすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。